

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO 15189 臨床検査室更新認定に係る維持費	748,000		令和7年10月31日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO 15189 臨床検査室更新認定に係るサーベイランス受審料	2,253,900		令和7年11月28日		公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	3,689,320		令和7年4月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	2,257,420		令和7年5月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	令和7年度会費(心臓移植施設会員)	200,000	心臓移植施設会費200,000	令和7年5月30日	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため。	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	3,276,560		令和7年6月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	1,431,900		令和7年7月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	1,979,820		令和7年8月29日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	6,220,700		令和7年9月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	4,514,840		令和7年10月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	3,828,120		令和7年11月28日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	1,431,900		令和7年12月26日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器移植費用請求	6,359,500		令和8年2月27日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	312,000		令和7年4月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	420,000		令和7年5月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	420,000		令和7年6月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	372,000		令和7年7月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	408,000		令和7年8月29日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	336,000		令和7年9月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	384,000		令和7年10月31日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	420,000		令和7年11月28日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	288,000		令和7年12月26日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	360,000		令和8年1月30日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	276,000		令和8年2月27日		公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639□	産科医療補償制度掛金	312,000		令和8年3月31日		公社	国認定

【記載要領】
(注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。